

平成 29 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
申請の手引き（平成 29 年度後期）

「平成 29 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」への応募学生の申請を行う大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下、「大学等」という。）は、平成 29 年度官民協働海外留学支援制度募集要項を確認した上で、本手引きに基づき申請手続きを行ってください。

1. 申請する在籍大学等の要件

本制度に基づいて応募学生を派遣留学生として支援することを希望する在籍大学等は、以下の要件を全て満たしている必要があります。（募集要項：第 10 項「派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件」）

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること。

2. 学生の申請にあたって確認すべき要件

本制度の申請にあたり、以下要件に係る確認項目欄が留学計画書「4.（4）派遣留学生の要件」にあります。全ての要件を満たす必要があることを学生に確認させてください。選択されていない項目がある場合は申請できませんので、必ず確認をお願いいたします。

(1) 学生の留学計画の要件（募集要項：第 5 項「(2) 留学計画の申請要件」参照）

1) 平成 29 年 8 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される（出国日ではなく、プログラム開始日となります。）計画。なお、日本で開催される事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。

2) 諸外国における留学期間が 28 日以上 2 年以内（3 か月以上推奨（「海外初チャレンジ応援」枠は除く））の計画

※留学期間が 1 年以上かつ支援期間が 13 か月以上となる計画の支援人数は、支援予定人数全体の 1 割を上限とします。留学期間とは、実際の学修活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

3) 留学先における各受入れ機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関のない個人のみで活動する計画は支援対象となりません。

4) 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

5) 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

(2) 支援の対象となる派遣留学生（募集要項：第 9 項「派遣留学生の要件」参照）

1) 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生

2) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（留学気運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

3) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

4) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

5) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準を判断するに当たって、学籍身分は平成 29 年 4 月 1 日時点の学籍身分（見込）をもって判断してください。家計基準を満たす場合は大学全国コースへ、家計基準を満たさない場合には大学オープンコースへ

6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

7) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

8) 平成29年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

9) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）、（大学院学位取得型）との併給はできません。

※機構が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

10) 本制度の第 1～6 期派遣留学生でない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースの派遣留学生として採用された学生は対象となります。

3. 申請書類（オンライン入力）の作成及び提出

在籍大学等は、応募学生から提出された内容に不備のないことを確認したうえで、事務局へオンライン申請してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、申請以後に転学が決定している場合であっても、申請書類の提出は応募時の在籍大学へ行ってください。

(1) 官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムウェブサイト

URL : <http://www.tobitate.mext.go.jp>

(2) 応募学生申請書類（オンライン入力、添付）

①平成 29 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（オンライン入力）

②自由記述申請書（添付）

③留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し（添付）

※③については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

注意 1 : 申請内容の表記は日本語とする。

注意 2 : 申請書類（紙媒体）は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒には朱書きにて「官民協働海外留学支援制度申請書類在中」と記入すること。

注意 3 : 添付書類・申請書類（紙媒体）は全て A 4 サイズに統一して作成してください。

注意4：提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請内容は受理しません。また提出された申請書類は返却しません。

注意5：添付書類に関しては、上記②、③の合計のデータ量が2MB以内になるように作成してください。

※提出された個人情報は、本制度の実施においてのみ利用され、他の目的で利用されることはありません。

[本件照会先]

(独) 日本学生支援機構

「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」受付センター

(受託者) テンプスタッフ株式会社

住所：〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル4F

電話：03-4334-1242

メール：tobitate@tempstaff.jp

営業時間：平日 10時～17時

1. 申請書類、申請データの作成・提出について

様式 番号	様式等 名称	提出 方法	申請書類・データ提出時の注意点など
オンライン申請システムの開設 について			申請に使用されるシステムの稼働は、平成 28 年 12 月 7 日を予定しております。 システムの稼働まではウェブサイトに掲示された留学計画書（事前準備用 Excel）を基に準備を行ってください。
学 生 用 / 応 募 学 生 毎	留学 計画書	オンラ イン入 力	<ul style="list-style-type: none"> ・写真については、写真データをアップロードしてください。 ・確認要件（受入れ機関・JASSO の第二種奨学金の家計基準）については、必ず確認してチェックしてください。
	自由記述及び受 入機関からの受 入れ許可証等、 計画の実現性を 証明できる文書 等の写し	オンラ インア ップロ ード	<p>※自由記述は、PDFでの提出となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4 タテ 2枚程度 ・受入れ許可証等は、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。 ・日本語以外の言語で記載されている場合は、機関名や受入れ期間等、受入れ許可に係る部分に日本語の訳文をつけてください。 ・下記の学生の応募書類一式のデータ量が2MB以内になるように作成してください。
大 学 等 用	申請書	書類 (郵送)	・A4サイズ・片面印刷で提出してください。
	家計基準等要件 確認欄	オンラ イン入 力	・各学生から提出された留学計画書を確認した上で入力してください。
提出先			<p>(書類) 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル4F 「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」受付センター (受託者) テンプスタッフ株式会社</p>

2. 申請書類提出方法

以下の申請書を、「1. 申請書類、申請データの作成・提出について」に基づき作成し、取りまとめて**平成 29 年 3 月 7 日 (火) 17 時必着**で郵送してください。また、オンライン入力については**平成 29 年 3 月 3 日 (金) 12 時まで**に完了・提出してください。

大学等作成申請書類

「平成 29 年度官民協働海外留学支援制度申請書」